

第1講義「豪雨災害と自治体の防災・減災対策」 室崎益輝

1、防災の構え

教授は、初めに大規模災害の多発する背景を、(1)自然の凶暴化＝地震の活動期・温暖化による異常気象と(2)社会の脆弱化＝少子高齢・一極集中・防災意識や防災技術の未熟・行政やコミュニティの減災力の衰退という2点だと示した。そして、「日本列島は「災害の時代」に入った。次の大災害は不可避で、私たちは覚悟を決めて災害と向き合う必要がある」と私たちにも自治体にも構えを迫った。

2、防災の原理

「自助・公助・共助」とよく言われる。行政側が自助・共助を強調する傾向、行政側の責任を強調する傾向それぞれあるが、教授は「総合的な足し算」と語った。対策を足していき、災害の被害を引き算していくという考え方で、それぞれが全力を出すという立ち場だとかんだ。

3、自治体の災害対応（そのうえで、公助の部分）

行政（国・自治体）には、災害から国民・住民の命と暮らしを守る責務がある。行政はその限界を口実にその責務を放棄してはならない。

この原則を抑えて、教授は過去自治体とのやり取りの中で感じている課題をいくつか提起した。

- ・地域防災計画が、応急対応がほとんどで予防と復興についての言及がないこと
- ・防災担当職員の配置基準がないこと
- ・行政職員の災害スキルが低いこと
- ・避難所運営はコミュニティが中心となるべき。アメリカの例などあげて
- ・避難所の環境基準を病院並みにすべき ー福祉避難所は不要となる
- ・災害救助法の住宅応急修理や、被災者生活再建支援制度は弾力的に運用すべき。例えば、被災者がスコップを欲しいと要望した時、災害救助法にはスコップが書かれていないので支給できないと回答した例

このように、現実と切り結んできたからこそその教訓は、まさに私も数々経験しており、深く共感した。